

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う
厚生労働省関係告示の整備に関する告示（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課

1. 改正の趣旨

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 49 条において、厚生労働大臣は、障害者の雇用の促進及び継続を図るため、事業主等に対する障害者雇用納付金助成金（以下単に「助成金」という。）の支給等の業務を行うこととされている。
- 今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）の施行により、障害者を雇用する事業主への支援として新たな助成金が創設されることと併せて、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「規則」という。）を改正し既存の助成金の拡充を行うこととしていることを踏まえ、既存の助成金の額等を定める告示等（別添①～⑥、⑧及び⑨）について、必要な改正を行う。
- また、改正法により、障害者雇用率制度において、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間勤務職員又は特定短時間労働者を実雇用率算定の対象とする特例を設け、障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の対象としたことに伴い、当該特定短時間勤務職員又は特定短時間労働者を雇用する事業主に対して支給していた特例給付金を廃止することとしたことから、特例給付金の額等を定める告示（別添⑦）を廃止する。

2. 改正の概要

(1) 障害者介助等助成金の見直し（別添③）

- 規則第 20 条の 2 第 1 項第 2 号へに掲げる障害者相談窓口担当者の配置等の措置を行う事業主に対する助成を廃止し、新たに、
 - ア 健康相談のために必要な医師の委嘱
 - イ 雇用管理のために必要な職業生活に関する支援員の配置又は委嘱
 - ウ 職業能力の開発及び向上のために必要な業務を担当する支援員の配置又は委嘱
 - エ 障害者を介助等する者の資質の向上に関する取組の実施を行う事業主に対する助成を創設することから、助成率、助成限度額、支給期間をそれぞれ次のように定める。

<ア～ウについて>

- ・ 助成率：3 / 4
- ・ 助成限度額：医師 1 人の委嘱 1 回につき 2 万 5 千円（医師 1 人につき年額 30 万円まで）
支援員 1 人の配置につき月額 15 万円
支援員 1 人の委嘱 1 回につき 1 万円（支援員 1 人につき年額 150 万円まで）
- ・ 支給期間：10 年間

<エについて>

・助成率：3／4

・助成限度額：介助者等1人[※]につき年額20万円まで

※ 1事業主につき、年間2人（その雇用する対象障害者が10人未満の場合は1人）までの支給に限る。

○ また、手話通訳担当者等の委嘱に係る助成について、限度額を委嘱1回につき1万円（年額48万円）までとする。

(2) 職場適応援助者助成金の見直し（別添⑧）

○ 訪問型職場適応援助者助成金の単価及び企業在籍型職場適応援助者助成金の助成限度額を次のとおり改める。

ア 訪問型職場適応援助者助成金

単価：支援4時間[※]以上 18,000円

支援4時間[※]未満 9,000円

※ 支援対象障害者が精神障害者の場合は3時間

（1日当たりの上限額は、36,000円と改める予定（要領改正））

イ 企業在籍型職場適応援助者助成金

1事業主につき、一の年度当たり上限300万円

（支給回数の上限は定めないこととする予定（要領改正））

(3) 重度障害者等通勤対策助成金の見直し（別添④）

○ 重度障害者等である労働者の通勤を支援する者の委嘱に係る助成金の支給対象期間を、委嘱を初めて行った日から起算して1ヶ月から3ヶ月に改める。

(4) 特例給付金に関する告示の廃止（別添⑦）

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十六条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特例給付金の額等を定める件（令和2年厚生労働省告示第2号）を廃止する。

(5) その他

○ 改正法による改正後の法第70条の規定により、障害者雇用率制度において重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間勤務職員又は特定短時間労働者を実雇用率算定の対象とする特例が設けられ、当該者を雇用した場合に障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の対象とされたことから、別添①～③及び⑧については、当該者を雇用する事業主に対する各助成金の支給額を定める。

○ 今般、規則を改正し、既存の助成金の拡充を行うこととしていることを踏まえ、別添①～⑥、⑧及び⑨の告示の題名の改正等所要の規定の整理を行う。

3. 根拠条項

- 規則第 16 条の 2 第 3 項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 号）による改正後の規則第 17 条第 2 項、第 18 条の 2 第 2 項、第 19 条の 2 第 2 項、第 20 条の 2 第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号及び第 4 項、第 21 条の 2 第 2 項、第 22 条の 2 第 2 項並びに第 23 条の 2 第 2 項

4. 適用期日等

- 告示日：令和 5 年 4 月（予定）
- 適用期日：令和 6 年 4 月 1 日

(別添) 本告示(案)により改正する告示

- ① 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件(平成15年厚生労働省告示第338号)
- ② 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者福祉施設設置等助成金の額等を定める件(平成15年厚生労働省告示第339号)
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件(平成15年厚生労働省告示第340号)
- ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件(平成15年厚生労働省告示第341号)
- ⑤ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件(平成15年厚生労働省告示第342号)
- ⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件(平成15年厚生労働省告示第343号)
- ⑦ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十六条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特例給付金の額等を定める件(令和2年厚生労働省告示第2号)
- ⑧ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等(令和3年厚生労働省告示第155号)
- ⑨ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修(令和3年厚生労働省告示第157号)